

監査公表第4号

監査結果に基づく措置について

令和4年3月23日付監査報告第17号の監査結果報告に基づき、大牟田市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第199条第14項の規定により、その結果を公表します。

令和4年6月7日

大牟田市監査委員	中	原	修	作
同	平	山	伸	二

保 年 第 3 0 4 号
令和 4 年 6 月 6 日

大牟田市監査委員 中 原 修 作 殿
同 平 山 伸 二 殿

大牟田市長 関 好 孝
(市 民 部)

定期監査の結果に基づく措置について

令和 4 年 3 月 2 3 日付、監査報告第 1 7 号で報告がありました個別指摘事項について、次のとおり措置いたしましたので報告します。

【個別指摘事項】

国民健康保険特別会計

(市 民 部)

1 国民健康保険税の賦課徴収 (保険年金課)

令和 2 年 7 月豪雨災害により被災した被保険者等に係る国民健康保険税減免取扱基準において、令和 2 年度相当分の国保税で既に減免申請を行った者については、令和 3 年 1 2 月末日納期限までに相当する月割り算定額を減免し、申請についても省略できるとなっているが、市税条例第 1 2 6 条では「減免を受けようとする者は納期限までに申請書を提出しなければならない」とあり、令和 2 年度に減免認定された者が令和 3 年度減免申請を省略できる定めはない。

減免の取扱いにおいて、条例と取扱基準が整合するよう整備するとともに、条例等に基づく適正な取扱いに努められたい。

【措置の状況】

国民健康保険特別会計

(市 民 部)

1 国民健康保険税の賦課徴収 (保険年金課)

市税条例第 1 2 6 条第 3 項については、減免の手続きに関する規定の見直しを行い、令和 4 年 3 月に条例の改正を行いました。また併せて、国民健康保険税減免取扱基準についても同年同月に改正を行い、条例と取扱基準が整合するように整備しました。

見直しにおいては、令和2年7月豪雨災害に係る被災者のうち、令和2年度に減免申請を行った者については、令和3年度の申請があったものとみなす規定を設けたところです。

今後は、賦課徴収の根拠となる法令等の規定を十分に認識し、適正な事務処理を行います。